

「水生生物の保全に係る排水規制等の在り方について」(中央環境審議会水環境部会水生生物保全排水規制等専門委員会報告案)に対する意見の募集について

平成18年4月6日(木)
中央環境審議会水環境部会
水生生物保全排水規制等専門委員会事務局
環境省水・大気環境局水環境課
課長：紀村 英俊(6610)
補佐：村山 雅昭(6615)
担当：小谷 優佳(6629)
岡村 貴晶(6634)

中央環境審議会水環境部会水生生物保全排水規制等専門委員会では、水生生物の保全に係る排水規制等の在り方について、報告案を取りまとめました。
本報告案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成18年4月6日(木)から4月20日(木)までの間、御意見を募集いたします。

水生生物の保全に係る水質環境基準については、平成15年11月に環境省告示により全亜鉛について環境基準を設定し、水生生物の生息状況の適応性により類型を設けて基準値を設定したところです。また、環境基準の維持・達成に必要な環境管理施策については、中央環境審議会水環境部会水生生物保全小委員会で審議がなされ、平成16年8月に同部会において水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項が決定されたところです。

これらの状況を踏まえ、平成16年8月、環境大臣から中央環境審議会に対して水生生物の保全に係る排水規制等の在り方について諮問がなされました。この諮問は同審議会水環境部会に付議され、同部会水生生物保全排水規制等専門委員会において、調査・検討が行われてきたところ、今般、計5回にわたる審議結果を踏まえ、別添のとおり報告案がとりまとめられたところです。本案について、広く国民の皆様からの御意見を募集します。同専門委員会においては、いただいた御意見を考慮し、報告案を最終的にとりまとめる予定です。

御意見のある方は、別添「御意見募集要項」に従い、平成18年4月20日(木)までに御提出ください。なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、今回のご意見募集は、中央環境審議会水環境部会水生生物保全排水規制等専門委員会が専門委員会報告案について行うものであり、行政手続法に基づく意見公募手続ではありません。